

議案第 69 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

規約案……別記

令和 6 年 9 月 2 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議したいため。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。